

○林委員長 次に、先ほど開催されました議会運営委員会において新たに委員会に送付された陳情、送付7-15、千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情です。本件については、送付された直後ですので、正副の打合せも、執行機関との確認も、内容確認もしていないんですけど、ぱっとご覧になっていただいて、どうぞ、一応、陳情だから、質疑と言わなくちゃいけないのか。

どうぞ、春山副委員長。

○春山副委員長 確認させていただきます。

土砂災害警戒区域に関しての開発のときに、いろいろな様々な規制なり指導があると思うんですけども、その辺について、基本的なところ、どのような事業者との指導が行われるのが普通なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 この件に関してというよりも、一般的にということですね。

○春山副委員長 一般的。はい。

○加島まちづくり担当部長 建物を建てる際に、擁壁だとか、そこら辺が構造的に影響があって、災害になるかどうかというチェックが必要になってきます。その影響があるようであれば、やはり、その擁壁の改修だとか、そういったものが出てくるんだろうなというふうに思っております。イエローだとか、レッドゾーン、災害危険区域ですかね、なので、ここでも言われているのが解消ということになると思いますので、今回の計画がどのぐらいの規模で、どういう工事をやられるかというのがちょっと分かっていないので、解消できるのであれば、やはり解消していただくのがいいのかなというふうには考えております。

○春山副委員長 その調査というのは、区のほうで担当されますか。それとも、都マターになるんですか。

○加島まちづくり担当部長 イエローゾーン、レッドゾーンの指定は、東京都になります。ただ、解消できるかどうかというのは、事業者の考え方ですね、そこでどんなことをやるかという形になりますので。

○春山副委員長 都の指定ということなんですけれども、この事業者との指導なり、解消するような調整というのは、区も入って指導なり、協議なりするという理解でよろしいでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 今、ちょっとどういう状況かは分かりませんが、区のほうにご相談は必ず来るとしますので、そこでどういう状況かというのは、把握したいというふうには考えております。

○春山副委員長 近くなこともあって、よく分かっている場所なんですけど、かなり高低差があるところなので、擁壁が本当に大丈夫なのかとかということも含めて、区のほうでしっかりと指導していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 法令にのっとった様々な基準がございますので、それにのっとって調整をしていただくということが大事なかなと思っております。

○林委員長 ほかの委員の方。

これ、指導はできない、行政指導はできない、協議になる、陳情書に書いてある。

○加島まちづくり担当部長 先ほど言ったように、どのぐらいの規模で、擁壁に与える影響がどうかというところがポイントになってくるかなというふうに思います。想定的には、

ここのところは、ある程度の建物規模の建物が建つんだろうなと思いますので、それによって、どのぐらいこの崖のところに影響が出るかということはチェックをする必要があるかなと思っておりますので、少し、そこら辺、把握できた段階で報告もできるかなと。区がやることじゃないので、事業者がやることなので、ちょっと、どこまでご説明できるかというのはあるかなとは思いますが、けれども。

○林委員長 どうでしょうか。ほかの委員の方、何か。

○はやお委員 一般論と今回の三番町ので、エリアは具体的には言えないの。ここが、その先ほどの災害危険区域だとか……

○春山副委員長 ハザードマップが出ています。

○はやお委員 出ているのね。だから、以前、ハザードマップで出ていたお茶の水小の奥のところだとか、今回も、ここが指定されているということでもいいのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先ほど、東京都が指定しているということなので、ホームページを見ていただくと、載っておりますので、ここは、イエローと書いてあるんですけど、もしかしたらレッドゾーンかなと、（発言する者あり）という形ですね。

○はやお委員 分かりました。

○林委員長 どうでしょうか。（発言する者あり）うん。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと、その、不安の内容は分かるんですけども、方法論が分からないんですが。

あちらの、昔、麴町保育園の仮園舎というのがあったところと、隣のマンションとの間のところも崖になっている。つまり、あそこがちょっと高台みたいになって、どんと落ち——逆側ですよ。（発言する者あり）マンションを挟んで逆側ということで、あの辺は、現麴町保育園側も含めて、崖、崖、崖みたいになっていると。これを何か建築的に工夫すれば危険区域でなくなるとか、何か方法があるのですか。

○加島まちづくり担当部長 明確に、すみません、状況を把握していないので、あくまでも、この件とかそういうことではなくて、レッドゾーンのあった、指定された場合に、その擁壁をしっかりとやり替えるというようなところであれば、それは、レッドゾーンから、危険区域じゃなく、外すことが可能になるということです。それが、今回、この三番町のところでやるのか、やらないのかというところの状況まで把握できていません。それで、先ほどから言っているのは、今の擁壁に対して、建物の計画がどうなっているか分からないので、どれだけ影響するのかということ自体分からないので、やらなきゃいけないというようなところは、今の段階で、私はちょっと言えないので、ただ、影響があって、やはり危ないねと、危険だよということになれば、当然やってもらう必要はあるというふうには考えております。

○林委員長 九段小のときはきれいにできた。

○小枝委員 うん。そうそう。

○林委員長 あそこは大丈夫だった。レッド、イエローだったのか。何かせっかく書いてあるんだから、やられたんですよ、多分、実務。

○加島まちづくり担当部長 当時、ちょっと担当もしていましたので、あそこは全部擁壁、

（発言する者あり）はい。連壁で。

○林委員長 解消できた。崖を。

○加島まちづくり担当部長 はい、やりました。

○林委員長 ああ。九段小、高かったんですね。

○加島まちづくり担当部長 はい。安全をちゃんと確保して、解消はしております。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 であれば、災害対策上、そうした強化をしていくというのは、公共の災害対策、安全性のために行うというのは、行政としての責務に入ってくる部分はあるんじゃないかと。東京都のエリアの指定であったとしても、現状、まちを守るのは、一番身近な区市町村ですから、こうした場合に、行政のほうがどういうふうに安全性を担保していくのか。九段小学校のような実践があったのであれば、方法論が幾つかあると思うんですけども、考えていく必要があるだろうと。ただし、事業者によれ、やれと言っても、法的義務がなければ、これ、やらないわけですよ。そういうところのはざまに落ちてしまうといけなくて、そこは、公共がしっかりと目を光らせていくというか、溝に落ちたものはちゃんと公共が拾うというんですかね、そういうふうな責任はここに限らずですけども、幾つかのところを想像したときに、もう関東大震災であそこあそこあそこがというのは分かるじゃないですか。そこがどうなるのかというのは、区民にとって、非常に関心の高い問題だと思うので、直視して、公共が何を安全のために担えるのかということは、ちょっと結論を見いだしてもらいたいなというふうに思います。

○加島まちづくり担当部長 我々として、やはり安全第一というふうな考え方、それはもっともな考え方だと思っていますし、しっかり、そこら辺は状況を把握して、指導できるところを指導していきたいというふうに思っています。

○林委員長 指導できるのかな。指導できるんだ。（発言する者あり）

○加島まちづくり担当部長 あと、なぜ、こういう言い方をしているかというのも、崖の所有関係がどうしても出てくるかなと思います。（発言する者あり）はい。だから、九段小に関しては、区の敷地の中の崖ということでありましたので、だから、工事のやり方等も含めて、いろいろと調整は出てくるんだろうなというふうに思っていますので、申し訳ありません、そういったところなので、ちょっとストレートにあんまりうまく言えていないというのが事実なんですけど、先ほど言ったように、安全第一の観点からやっていく必要があるというふうには考えております。

○林委員長 はい。じゃあ、ちょっとやり取りの中で、少しきついのかもしないけど、まあ、ここの崖というのは、千代田区の、今、あい・ぽーとのところも連続性のある崖で、区のほうが責任を持った九段の、逆側の谷の北側のところは、擁壁、きっちりやれたわけですよ。で、イエローゾーン解消で。そうすると、あんまり個別の事業の民間同士のを、ああだ、こうだというのも、議会側からは言いづらい面もあるんですけども、あまり陳情を何十件もあれなんで、ちょっとだけ聞いてもらえますか。

例えばですけども、三番町地区地区計画に基づいてがいいのかな、準じてなのか、ちょっと、ここはワーディングあれなんですけど、土砂災害警戒区域、イエローゾーン解除に向けて調整することを執行機関に申し入れるとかぐらいで、別にどうしろ、こうしろというわけじゃなくて、ちょっと崖があるんで、調整、心配だからしてねという申し入れをまと

めっちゃうと、申し送り事項にこの陳情のぶら下げを書いていないんで、これで、ただ、地区計画に基づいてというワーディングなのか、どういうワーディングだったら、地区計画って、こう書きちゃっているんですけど、基づいてじゃなくて、準じて。

○春山副委員長 土砂災害警戒区域の何とかというワードじゃないんですかね。

○林委員長 でも、それは都のやつになっちゃうんだよね。

ちょっと休憩します。

○桜井委員 千代田区の……

○林委員長 休憩します。

午後4時02分休憩

午後4時04分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

質疑は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、委員会での質疑のやり取りを踏まえた上で、委員会集約の確認をさせていただきたいと思います。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）解除に向けた調整をするよう、執行機関に強く求めることを委員会集約として確認したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、委員会集約を基に、陳情者の方にお返しするという形で取らせていただいて、送付7-15、千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情の審査を終了いたします。ありがとうございます。